

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第28号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第28号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は、9月15日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第28号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

条例にある研修修了予定者に対して、町が行う事業内容と勤務条件から2年以内にて受講する研修はどの時期に受講するののかとの問いに、支援員として研修を受けるための計画を町が作成を行う。また、採用した者が研修事項の内容を満たした段階で直近の研修を受講することを予定しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対します。

第一に、現在研修を修了しなければ放課後児童支援員になれないのに、この条例改正

によって2年以内に研修を修了することを予定すれば放課後児童支援員になれることとなります。あきらかに大幅な緩和措置です。

第二に、現在町社会福祉協議会は資格を持っていても研修を修了していない方を採用した場合、補助員として勤務してもらい直近の研修を受けてもらって修了した後、支援員として勤務してもらっています。しかし、この条例改正により研修計画を定めれば直ちに支援員として勤務することが可能になります。町は現在の条例で今のところ支障がない、将来支障が出てくるのが想定されるので条例改正と言っています。つまり、直ちにこの条例改正を適用する必要がないとのことだと思いますが、この条例改正によって直ちに条例改正を適用することが可能になります。

第三に、附則にある職員に関する経過措置は令和2年3月31日までで終わっています。厚生労働省はこの経過措置を令和5年3月31日まで延長する条例改正案を示していましたが、参酌基準で町は必要性がないと判断し経過措置を延長しませんでした。それを経過措置が終わったのに延長することなど到底認められません。

第四に、一度経過措置が終了したのに新たに経過措置を附則で改正することは条例改正のやり方として間違っています。私としては経過措置を新たにつくること自体に反対ですが、もし経過措置をつくるならば他の自治体が提案しているように本則ですべきです。

第五に、町はこども家庭庁成育局長が愛知県に通知した「放課後児童健全育成事業」の実施についてに基づいて条例改正を提案したと言っていますが、この通知が令和5年4月12日付で出されていること。また、通知の中にも記載されているように、市町村に条例改正を促すものではなく、こども家庭庁が補助対象とする基準を示すものです。この通知をもとにして条例改正をすべきではありません。よって、私は大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長(松本英隆君)

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

8番若山議員。

○8番(若山照洋君)

8番若山照洋です。大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、職員の研修計画を定めた上で2年以内に放課後児童支援員研修の修了予定者を放課後児童支援員とみなす改正です。職員の資格を明確にする必要があり、経過措置の改正は必要なものと考え賛成します。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長(松本英隆君)

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第29号から日程第6、議案第33号までを一括議題とします。

議案第29号から議案第33号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る9月12日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、9月14日に総務建設分科会、9月15日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第29号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定しました。議案30号、31号、32号、33号の4議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

また、9月12日本会議終了後に全委員で補正予算に関する現地調査を行いました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第29号令和5年度大治町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。令和5年度大治町一般会計補正予算（第5号）に反対します。第2表債務負担行為補正、9款教育費、5項保健体育費スポーツセンターリノベー

ション事業に反対します。

なぜならば、事業の中のカフェについて町民の要求があるためつくる。採算性は考えていないという趣旨の発言を町長は行っています。町内には何軒もの民間事業者経営の喫茶店があります。幾ら町民の要求があっても採算を考えないでカフェ事業を行うべきではありません。現在、カフェ事業の詳細は議会に示されていませんので、カフェが赤字になるか黒字になるかわかりません。しかし、採算を考えていないという町長の姿勢ではもし大幅な赤字になった場合、カフェ事業を縮小したり撤退するなどの適切な判断ができかねます。町長は以前、在宅老人デイサービスセンター事業について、社会福祉事業だから採算は考えていないという趣旨の発言をしています。その舌の根の乾かないうちに町立としての存在意義がなくなったと言って廃止にしていますので、そこまで考える必要はないかもしれませんが、よって令和5年度一般会計補正予算（第5号）に反対します。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。令和5年度大治町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正は新たな駐車場を整備するために要する経費、こども家庭センター開設に要する経費、健康公園整備事業、資源ごみ等搬出用地設置及び河川等監視カメラ設置に要する経費等が計上されたものであります。これらの財源の確保が適切になされたものであります。いずれも適切な措置でありますので、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第30号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第33号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号から日程第12、議案第39号までを一括議題とします。

議案第34号から議案第39号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

議案第34号から議案第39号の6議案につきまして御報告申し上げます。

議案第34号、35号、37号、38号の4議案につきましては、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

議案第36号、39号の2議案につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず初めに、議案第34号令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定に反対し

ます。

砂子防災公園の北側に接続する道路建設のための土地購入の事務処理に対して反対します。砂子防災公園整備事業は土地収用法に基づいて行われていますが、この土地購入は都市計画道路推進事業として公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法による買い取り事業として行われています。そしてこの土地購入は、現実には町が地権者にお願ひして購入していますが、法的には地権者から大治町などの地方公共団体等へ買い取りを希望した形になっています。その結果、公拡法やその施行令などによって1500万円までの所得税控除を受けるためには最低100平米の規模が必要です。しかし、この土地の面積は74.38平米しかありません。町は愛知県を通して国土交通省に確認したところ、隣接する同一地権者の土地収用法対象の土地と合わせると100平米以上あり、公拡法の中に土地収用法対象の土地と合わせることとはできないという規定がないため公拡法が適用できると言っていますが、公拡法と土地収用法は全く別個の法律です。そのため、そもそも公拡法の中に土地収用法とあわせて考えることを想定していないため、その規定がないのです。この土地購入を町は公拡法が適用できるとして事務処理をしていますが、それは間違いです。よって、令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

10番林 健児議員。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。議案第34号令和4年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和4年度は長引くコロナ禍において、町民や事業者を支援するため商品券交付事業を行い、物価高騰の影響を補填いたしました。また、本町の掲げる子育て支援では子供を安全に遊ばせることのできる施設「はるっ子ハウス」を開設し、子育て世代から喜びの声をいただいております。そして、小学生を対象としたプールの事業については、民間のプールを活用し危機管理の面で安心安全に授業を行うことができ、我々議員も水泳授業が充実して行われていることを確認いたしました。国が推し進めている行政デジタル化については、ホームページにおいて「はるちず」を構築し、公共施設や子育て施設、さらには防災関連の情報等を見える化し、町民の利便性を向上いたしました。さらなる町民の利便性向上のため行政手続のデジタル化を進めていただきたいと思います。砂子防災公園整備事業に関しては、地権者に配慮しつつ適切に用地取得を行っています。さらに推進していただきたく思います。このように令和4年度の一般会計決算では必要な財源を確保し、適切に施策されていますので私は本議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第35号令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを討論をします。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

実質収支額1億7857万1354円、国民健康保険支払準備基金8186万9544円、合わせて2億6044万898円もの貯金をためこんでいます。健康保険税を引き下げるべきでした。よって、令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

7番三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。議案第35号令和4年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

現在、国民健康保険は県下で統一され、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理・保険給付・保険料率の決定・賦課徴収・保険事業など地域におけるきめ細かい事業を行っており、大治町の国民健康保険制度は適正な運営が行われています。令和4年度の決算において会計は適正に処理されており、また、剰余金についても医療費が翌年度精算ではなく当確年度の医療費を支払いしている関係上、被保険者推移や医療費の異動によって発生してくるものでございます。今後の処理については一般会計への繰り出しや基金への積み立てを予定しているものです。問題はないと考えております。また、実質収支額について、毎月の医療費の支払いを見据えながら執行しているものでございます。今後においてもより適正な予



算執行管理に努めていただくよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第36号令和4年度大治町土地取得特別会計歳入歳出の決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第37号令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

第一に、保険事業勘定において実質収支額7758万6393円、介護給付費準備基金2億7107万9255円、合わせて3億4866万5648円もの貯金をためこんでいます。介護保険料を引き下げるべきでした。

第二に、令和5年3月末で町は在宅老人デイサービスセンターを廃止しました。町長

は社会福祉事業なので採算は考えていないと言いながらも他の理由を上げて廃止してしまっただけです。また、介護サービス事業準備基金が2686万3399円も残っていました。当然廃止すべきではありませんでした。よって、令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

○議長(松本英隆君)

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

6番鈴木 満議員。

○6番(鈴木 満君)

6番鈴木 満でございます。議案第37号令和4年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

保険事業勘定において、歳入では負担割合に基づく国、支払基金、県及び町の負担がそれぞれ適正に処理されており、歳出についても介護給付費及び地域支援事業費が適正に執行されています。介護給付費準備金について今後も安定的な介護保険業を行うために貴重な財源として適正に運用管理されております。介護サービス事業勘定において、デイサービス事業所として利用者の日常生活の自立に向け、事業が適正に運用されています。以上により、この決算の認定について賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松本英隆君)

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長(松本英隆君)

起立多数です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第38号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番(吉原経夫君)

11番吉原経夫君でございます。令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

私及び日本共産党は後期高齢者医療制度自体に反対しています。元老人保健制度に戻すべきです。また、愛知県後期高齢者医療広域連合より受託している後期高齢者医療健

康診査事業の事業収入が課税対象であるにもかかわらず非課税扱いで処理されています。よって、私は令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第38号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が安心して医療が受けられるための医療制度であり、都道府県単位とし全市町村が加入する広域連合の制度として実施しているものです。大治町においては個別健康診査や人間ドック・脳ドック受診料の一部助成など健康づくり事業も適切に行われております。制度に反対であるならば、対案を提出すべきであると考えます。そして、令和4年度の決算においては会計は適正に処理がされておりますので、私はこの決算の認定に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり認定されました。

続きまして、議案第39号令和4年度大治町下水道事業会計決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第13、議案第40号海部東部消防組合理約の変更についてを議題とします。

議案第40号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

議案第40号海部東部消防組合理約の変更については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。主な質疑の内容を御報告申し上げます。

認定業務はどのように引き継ぐのかとの問いに、あま市と協議中であり、一定期間で進めていくという答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号海部東部消防組合理約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

議案第41号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

議案第41号海部東部消防組合理約の変更に伴う財産処分については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。主な質疑の内容を御報告申し上げます。

財産の中にある書籍はあま市所有で大治町にないが必要はない物品かとの問いに、書籍の購入年度が古く、業務的にも必要はないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第42号災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第42号災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年9月22日提出、大治町長。

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

12番林でございます。2つほど聞きたいんです。なぜこの時期にこのインフルエンザの、きのう出てきたのかということと、コロナが5類に移行したということとはちょっと違うみたいですので、なぜこのインフルエンザを今ここで出てきたのか。少し御説明願いたいと思います。条例に関して。条例を改正することにおいて、なぜ今ここのかということ。新しいインフルエンザが出てきたとかそういうことじゃないですね。

○保健センター所長（森本健嗣君）

今この時期になぜ出てきたのかということでございますが、現在、新型インフルエンザではなく新型コロナウイルス感染症につきましても新型インフルエンザ等対策特別措置法のほうで規定をされているということでございます。今回、国のほうにおきましては新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた対応を見直すということで今回改正をされております。具体的には、その感染症への対応を踏まえまして感染症の発生及び蔓延の初期段階から迅速に必要な措置をとるためということ国によります都道府県知事等への指示権の発動時期を見直しされております。具体的に申し上げますと、改正前までにおきましては政府対策本部の設置後に蔓延防止措置重点措置の発令。または、緊急事態宣言時に対応ができるというものでございました。それを踏まえて改正後につきましては、政府対策本部が設置された時点から対応が可能となったものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

12番林 哲秀議員。

○12番（林 哲秀君）

ありがとうございます。ちょっと私理解に苦しむのが、この感染症を見直すということでパンデミックになる前にいかんということが出たら、そこから既にこのあれが作動というかこの法律になるということですか。予測してやっているの予測した時点でもうするということですかね。ちょっとそこら辺説明がちょっと。

○保健センター所長（森本健嗣君）

今議員がおっしゃるとおり、今までの改正前におきましては、まず感染症の状況等を踏まえながら国のほうがまず政府対策本部を設置いたします。その後に蔓延防止等の重点措置ですとか緊急事態宣言を出してからの体制をとっていく、実際に具体的に動いていくという体制でございました。そちらが見直しをされまして、政府の対策本部が設置されれば必要と認められた中で対策を進めていくことができるようになったということでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴うもので、先ほどの答弁を聞いていますと新型コロナもこの法律の対象になっているというようなお話なんです、それでこの法律の一部改正、施行日が9月1日と聞いています。条例改正はその後に、法律の施行日の後になっていますね。議案説明会の中で該当のものがなかったから問題ないということでございますが、新型コロナだとしたら、いつ蔓延するかわからない。9月1日過ぎてすぐそういう事態が起こるかもしれない。もし、そういう事態が起こった場合、条例改正していない段階で前の条例でどのように対応できるのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

今回の条例改正は手当ということで人件費のところもあるので私のほうから説明させていただきますと、先ほど保健センター所長が説明申し上げたのは、これは法律が改正されている内容です。法律が今の緊急事態宣言が発動されなくても対策本部が設置された時点で職員の派遣が可能となるということです。それをもとにした派遣手当の規定を今回の条例で定めているわけですが、新旧対照表を見ていただきますとおり、名称等が変わっていると引用条項が変わっているということでございますので、それについての改正をお願いするものです。本来ですとこれ9月1日に法律が改正されておりますので前もってやればというところはあるんですが、いろいろと国からの関係通知であったり条例改正のひな形、そういったところがまだ来ていなかったということで初日提案ができませんでした。遡及適用しませんが、これについては法律が変わっておりますので変更解釈ということでできるということは、これはそういう解釈をしております。ただ、これを12月の議会で上げるのかどうかという議論は私どももしました。議会の開会中ではございましたので追加で提案させていただいて、速やかに改正をお願いしたと、議論をさせていただきたいということでございますので御理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

法律の施行日は9月1日なんです。当然その法律の施行日の前に条例を改正して、条例の施行日9月1日にするのが一番望ましいと思うんです。おくれた場合、弾力的に今の条例で運用できるということでございますが、今の条例のまま変えなくても派遣手当出せるんですか。出せるんだったらそんな早くやらなくてもいいことになってしまうんです。当然、日本は法治国家ですから法律が施行するまでにできるだけ早く条例はつくるべきである。これに限らないで大治町、法律の施行日以降の提案の条例改正が

多々あるんです。それぞれ問題ないということで遡及はしない。だったら問題が起こる場合もあるし、そこら辺法律施行日以降の条例改正、全てこういうふうの問題なく条例の運用ができるようにやっているのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

変更解釈という対応をさせていただいておりますが、変更解釈というものは法律が軽微な変更、例えば名称変更であったり引用条項が変わるといったことがあった場合にそれを条例改正がなされていなくても上位法が変わっているということで変更で解釈できるだろうというものについて、今回こういう対応をとらせていただきました。それ以外に変えることによって何かしら町民生活に影響があるとかそういったことまで変更解釈をするべきではないということを私どもは認識しておりますが、今回の提案はそういう類いのものではないと。法律が変わっておれば条例については変更解釈できるとそういうものでございますので、議員おっしゃるような心配はないというふうに考えております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

軽微な変更、確かに軽微な変更です。ならばなぜひな形がなきゃ条例改正ができないんですか。見たら文言の変更だけだからひな形なくてもできるじゃないですか。これぐらいの条例改正。条例改正について、ひな形が来るもの来ないものがあります。例えば今回の放課後児童健全育成事業の関係の条例改正はひな形が来ていません。今回、ひな形が来るとしても本当に軽微な変更だからそんなおくらせる必要もない。6月議会で出せる条例改正じゃないですか。

○総務部長（大西英樹君）

議員が軽微かと、どのように判断されているかわかりませんが、私どもは議会に議案を上程する以上はきちっとした審査を経て、これは担当課もしくは我々の総務部総務課の中の法規担当、そういったところの審議を経て、また変更解釈していいのかどうかということも十分調べてやっていただいているところでございます。また、この法律は4月28日に説明したとおり施行されておりますが、今回の部分についてはその施行日がまだ決まっておりました。4月末の時点では。そのときには法律の中では公布の日というのは公布の日から起算して6カ月を超えない範囲において政令で定める日というふうに決められております。当然4月の時点では当然わかりません。6カ月以内のどこかだという判断になります。そうした政令の改正も8月14日に行われたということでございます。それ以前にはやはり提案はできないという考えで私しております。以上です。

○議長（松本英隆君）



他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第42号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第42号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第42号は可決されました。

日程第16、同意議案第15号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

同意議案第15号教育委員会委員の任命について。

大治町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。令和5年9月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大竹正吾委員の任期が令和5年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第15号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第15号を採決します。

同意議案第15号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、発議第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。

発議第3号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和5年9月6日提出、提出者大治町議会議員手嶋いずみ。

要約して提案説明をいたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択され

ました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。核兵器禁止条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止しています。2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領はウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し核兵器の脅迫を行いながら侵略を続けています。これは核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。広島、長崎の原爆被害を体験した日本は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求めるものです。

提出先、内閣総理大臣・外務大臣。以上です。

○議長（松本英隆君）

済みません。ここで先ほど私のほうから日本政府に核兵器条約の参加を間違えて条例というふうに発言したところ、条約ですので済みません、ここで訂正したいと思います。よろしくをお願いします。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第3号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

日程第18、発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。

発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和5年9月6日提出、提出者大治町議会議員三輪明広。

私立学校は国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても昭和50年に学費の公私格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種是正措置を講じられてきた。国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいるが、年収910万未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万で通うことのできる公立学校と比べて私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。よって、当議会は政府に対し国の責務と私学の重要性を鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫助成制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校学校以下の経常費補助の一層の拡充を図るように強く要望するものです。提出先、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣。以上です。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第4号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、反対の立場から討論をさせていただきます。私立は独自の教育が可能であり、公立高校とは設立や運営の意義が異なるものであります。一人当たりの教育費用を考えた場合、私立校と公立高校を比較した場合、私立高校の生徒のほうが多くの予算や設備的優遇を享受していることが一般的であると考えられます。公平という観点から見ると私立学校への経常費補助の拡充よりも公立高校への補助を行い、公立高校環境改善を図ることのほうがより優先と考えます。また、父母負担を鑑みた場合、負担が大きい方々には奨学金の制度の拡充など他にとれる方法の模索は必要と感じますが、所得等の制限などなく一律に国庫負担による拡充を行う必要がないとも考えられます。前述の2点から私立学校の個人負担減には同意できる部分もございますが、私立学校のみ国庫負担の拡充をすることはかえって私立と公立学校の格差が生じるとも考えられるため、この意見書提出に反対いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

8番若山照洋議員。

○8番（若山照洋君）

8番若山照洋です。賛成の立場で討論させていただきます。父母負担の公私格差の是正により進学先の選択肢がふえると思います。格差を是正したからといって私学の教育の独自性が失われるものとは考えておりません。公立高校に通っても私立高校に通っても同じ高校生です。格差をなくし、いろいろな選択ができる教育を目指すためにも私は賛成いたします。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、発議第4号は可決されました。

ここで先日9月12日の本会議質疑における会計管理者からの発言について、14日に発言の訂正の申し出がありました。これによって会議規則第64条の規定によって、これを許可いたします。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和5年9月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 鈴 木 康 友

署名議員 鈴 木 満